

学部生が研究成果を発表するため学会に出席する場合の
参加費・旅費についての補助に関する申し合わせ

平成 21 年 12 月 10 日

甲南大学 父母の会

改正 平成 24 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

1. 本大学学部に在学する学生（以下「学部生」という。）が、研究成果を発表するため、学会に出席する場合は、参加費・旅費について補助することができる。
2. 学部生が旅費等の補助を受けようとする場合は、当該学部生が在籍する学部の指導教員を経て、学会終了後、父母の会事務局に「学部生学会発表者旅費等支給願」を提出し、承認を得るものとする。
3. 旅費等の補助は、交通費、宿泊費、及び学会参加費（登録料）とする。
 - （1）交通費、宿泊費は、20,000 円を限度に実費の半額を補助する。
 - （2）同じ学会期間内で複数回日帰り参加した場合、その交通費（複数回分）も 20000 円を限度に半額を補助する。
 - （3）学会参加費（登録料）は、5,000 円を限度に実費の半額を補助する。
 - （4）この支給願は学会終了後に提出すること。但し年度末に開催される学会の場合は事前申請し、後日領収書を提出すること。
4. 1 年度内における旅費等補助の申請回数は、1 人当たり 1 回限りとする。

附 則

この申し合わせは、平成 21 年 11 月 10 日に遡り施行する。

附 則

この申し合わせは、平成 24 年 4 月 1 日に遡り施行する。

附 則

この申し合わせは、平成 26 年 4 月 1 日に遡り施行する。